

熊本県教育委員会と独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校との教育研究の振興に関する覚書

熊本県教育委員会（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下「乙」という。）は、熊本県と独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校との包括的連携に関する協定書第3条に基づき、次のとおり連携協力に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が、第3条各号に掲げる事項について連携協力し、もって、甲の教育及び乙の教育研究の振興を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書において、「支援技術（AT（Assistive Technology）」）とは、障がい者及び要介護者等の生活を支援するための技術及び機器をいう。

（連携協力事項）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1）支援技術（AT）の開発及び活用に関すること。
- （2）特別支援学校におけるICT機器等の活用に関すること。
- （3）小学校、中学校及び高等学校等におけるプログラミング教育の推進に関すること。
- （4）その他甲及び乙が協議し必要と認める事項

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から、本覚書を更新しない旨の申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第5条 本覚書に関して疑義が生じたとき又は本覚書に定めのない事項については、甲及び乙協議の上、対応するものとする。